

くらしの情報ガイド

お知らせ

◆市長の資産等を公開します
「政治倫理の確立のための芦屋市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、市長の資産等報告書を11月19日(月)から公開します。閲覧を希望されるかは、秘書課へ。
☎秘書課(☎38-2010)

◆弁護士等による権利擁護総合相談
日11月20日(火)①13時30分②14時30分
所市民相談室(市役所南館地下1階) 内虐待、悪徳商法や多重債務、認知症など権利を守るための総合相談に弁護士または司法書士と社会福祉士が対応します 内&園高年福祉課(☎38-2044)

◆身体障害者移動相談日
日11月30日(金)9時30分～ 内身体障害者手帳所持の肢体不自由者 所伊丹健康福祉事務所 内障害福祉課(☎38-2043/FAX38-2178)

◆税理士による「税金無料相談会」
日12月3日(月)10時～12時、13時～16時
内所得税(譲渡)、相続(贈与)税、法人税、消費税等の相談 内&園芦屋納税協会(☎31-5318)

◆国民生活金融公庫による金融相談
日12月3日(月)13時～16時 所市民相談室(市役所南館地下1階)※受付・予約は随時 内金融相談等 内市内の事業主 内経済課(☎38-2033)

◆外国人雇用状況の届出が義務化
10月から外国人雇用状況の届出が義務化されました。外国人労働者(特別永住者を除く)を雇用する場合、その氏名、在留資格等のハローワークへの届出が必要となります。外国人労働者の雇用管理の改善等が事業主の努力義務となりました。
内ハローワーク西宮(☎0798-75-6716)

催し

◆中学校総合文化祭(展示部門)
日11月17日～19日・9時～17時(最終日は13時まで) 所市民センター・多目的室 内市立中学校の書道・美術・自由研究作品を展示 内学校教育課(☎38-2087)

◆リフレッシュクラブ
日11月21日(水)10時～11時30分 所上宮川文化センター・ホール 内幼稚園・小学生の保護者※子どもも同伴不可 内卓球 内電話またはファクスで下記へ 内児童センター(☎22-9229/FAX22-1659)

◆ボランティア活動展2007
日①11月28日(水)11時～17時/②29日(木)10時～16時 所市民センター・多目的室 内パネル展示、手話コーラス、体験コーナーなど 内社会福祉協議会(☎32-7530)

ラポルテ市民サービスコーナー


■窓口ご利用時間
平日(月～金曜日) 午前10時～午後7時
土・日・祝日 午前10時～午後5時
■休業日 11月15日(木)
■交付内容 住民票の写し、印鑑証明書、戸籍全部・個人事項証明書、外国人登録原票記載事項証明書、市民税県民税課税証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書等
【ご注意】土・日・祝日と、平日の午後5時15分以降は、除籍・改製原戸籍謄抄本、税務証明等は受け付けのみで、証明書発行は翌開庁日となります。
※各種届出・登録の手続きは、市役所市民課へ。

問い合わせ
ラポルテ市民サービスコーナー ☎31-3130

店舗事業系のごみは専門業者へ

問い合わせ 環境処理センター ☎32-5391

店舗等の事業によるごみが各町内の家庭ごみステーションに出されていることがありますが、店舗等からのごみは、ごみの大小・多少を問わず、家庭ごみステーションに出すことはできません。
環境処理センターに直接持ち込む(受け入れ基準適合物)か、市に登録をしている許可業者(現在の登録8社)に運搬委託をして、適正に処理をしてください。また、産業廃棄物は、専門の業者による処理が必要です。登録業者については、上記へお問い合わせください。



ご活用ください 消費生活センター「出前講座」

問い合わせ 消費生活センター☎38-2179

消費生活センターでは、老人会や自治会などに限らず10人以上のグループからの依頼があれば、希望の場所へ向向いて講座を行っています。消費生活相談の事例をもとに、その時々にも多発している悪質商法や食品の安全等について、また希望に応じてリサイクル手芸の講座も行います。1時間～2時間程度で相談に応じますので、希望のテーマをお知らせください。
なお、ビデオの視聴も可能です。

特定不妊治療費助成事業

問い合わせ 芦屋健康福祉事務所(芦屋保健所) ☎32-0707

県では特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けた夫婦に対し、治療費助成をしています。通算5カ年度申請できます。

■対象者 県内に住所を有する法律上の婚姻をしている夫婦で、指定医療機関で特定不妊治療を受けられたかた。なお、夫婦合算した前年の所得額が730万円未満であること。治療終了後3カ月以内であること。
■内容 治療1回につき上限10万円、年度2回まで(助成は通算5カ年度が限度)
■申し込み 上記へ

第21回 芦屋市 コミスク合同文化展

市内9つのコミスク活動発表の作品展。華やかな展示をお楽しみください。

■日時 11月30日(金)午後1時～6時
12月1日(土)午前9時～午後6時
12月2日(日)午前9時～午後3時
■会場 市民センター多目的ホール

問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091

「下水」の水質検査結果

下水処理場 ☎32-1291

試験日		平成19年9月20日	平成19年10月4日	活性汚泥法処理による基準	
項目	検 査	晴 れ	晴 れ		
天 候	気 温	30.4℃	23.4℃		
検 査 名	流入水 処理水	流入水 処理水	流入水 処理水		
水 温(℃)	28.5	28.5	26.3	26.8	
P	H	7.3	6.9	7.6	7.0
S	S (mg/ℓ)	159	3	44	2
B	O D (mg/ℓ)	147	1	93	2
大腸菌群数(個/ml)	32,000	1	7,000	6	3,000以下
備 考	前日 晴 れ 前日 曇り	前々日 晴 れ 前々日 曇り	前日 曇り		

用語の説明【P・H】水素イオン濃度。酸性度を示し7が中性。7より大きいほどアルカリ性が、小さいほど酸性が強い【S】不溶性の固形物。水質汚染の原因になる【BOD】生物化学的酸素要求量。数値が高いほど有機物が多い。

問い合わせ 環境課 ☎38-2050

住み良い芦屋をつくる ポスター展

環境問題(環境・リサイクル・ポイ捨て禁止)をテーマとした小中学生のポスター作品(特選・入選)を展示します。

■日時&会場
①11月20日～12月2日 市民センター空中通路
②12月5日～10日 市役所北館1階

問い合わせ 環境課 ☎38-2050

平成18年度 環境調査結果(概要)

問い合わせ 環境課 ☎38-2051

測定項目	項目	単位	年度	一般局			自排局		環境基準
				朝小局	潮小局	打小局	打出局	宮小局	
二酸化硫黄	日平均値の2%除外値	ppm	18	0.006	0.009	0.008	0.013	0.012	1時間値の1日平均値が0.040ppm以下であること(日平均値の2%除外値と比較して評価する)ただし0.040ppmを超える日が2日以上連続する場合は非達成(長期的評価)
			17	0.005	0.009	0.013	0.012	0.011	
二酸化窒素	日平均値の年間98%値	ppm	18	0.031	0.049	0.047	0.070	0.063	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること
			17	0.032	0.043	0.045	0.061	0.062	
浮遊粒子状物質	日平均値の2%除外値	mg/m ³	18	0.060	0.059	0.060	0.069	0.070	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること(日平均値の2%除外値と比較して評価する)ただし、2日以上連続する場合は非達成(長期的評価)
			17	0.070	0.061	0.064	0.074	0.071	
一酸化炭素	日平均値の最高値	ppm	18	—	—	—	1.4	1.2	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であること
			17	—	—	—	1.4	1.4	
光化学オキシダント	1時間値の最高値	ppm	18	0.118	—	—	—	—	1時間値が0.06ppm以下であること
			17	0.105	—	—	—	—	

※上表の朝小局は朝日ヶ丘小学校、潮小局は潮見小学校、打小局は打出浜小学校にそれぞれ設置した局。また、打出局は打出消防分団、宮小局は宮川小学校に設置した局です。「—」は、未測定を示しています。

市と兵庫県では、大気汚染や水質汚濁等に関する環境調査を行い、環境基準の達成状況の確認等を行っています。平成18年度の調査結果の概要をお知らせします。

大気汚染



局(以下「自排局」という)として二局を設置し、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、酸化炭素、光化学オキシダントの測定を行っています。環境基準が設定されている項目のうち、二酸化窒素と光化学オキシダントにおいて、環境基準を達成していません(左表参照)なお、他の項目については、環境基準を達成しています。

①大気汚染に係る常時監視結果
市と県が、市内に一般環境大気測定局(以下「一般局」という)として三局自動車排出ガス測定

②有害大気汚染物質環境モニタリング調査結果
県が、国道四三号沿道における自動車から排出が予想される(ベンゼン)等十二物質の有害大気汚染物質を宮川小学校で調査を実施しましたが、環境基準が設定されている四項目については、いずれも環境基準を達成していません。

③アスベスト一般環境等モニタリング結果
県が、一般環境において実施した結果不検出。〇・本リットルでした。これは、全国の数最大(一六八本/リットル、平均〇三本/リットル)に比べ、低い値となっています。また、道路沿道については、不検出でした。

④ダイオキシン類に係る環境調査結果
県が、大気調査として山手小学校において年四回測定を行いました。その平均濃度は〇・〇二二 p p t e q / m³と大気環境基準〇・六 p p t e q / m³を達成しています。また、朝日ヶ丘小学校では土壌調査を行った結果、〇・〇五四 p p t e q / g と土壌環境基準(一、〇〇〇 p p t e q / g)を達成しています。

騒音・振動

市と県が、市内の国道や県道と主な市道において、自動車騒音および振動について調査しました。騒音は、市道の芦屋川左岸線、防潮堤線、山手線、宮川線の各調査地点で環境基準値を超過しました。一方、振動は、全調査地点において、要請限度値を下回りました。
※下表の「×」は、環境基準値不適合を示します。

路線名	調査地点	調査日		騒音測定結果(dB)		振動測定結果(dB)	
		①平成18年	②19年	昼間	夜間	昼間	夜間
国道2号	春日町	②1月26日～2月5日		68	65	36	33
	打出小槌町	①11月1日～11月2日		67	65	—	—
阪神高速5号湾岸線	陽光町8番	②2月5日～2月14日		63	58	36	32
	緑町10番	②2月13日～2月22日		63	56	36	31
県道芦屋鳴尾浜線	潮見町31番	②2月1日～2月10日		61	53	36	30以下
	松浜町4番	①11月8日～11月17日	×63	×57	45	39	
市道芦屋川左岸線	浜風町30番	②1月24日～2月2日		64	57	32	30以下
	新浜町1番	①8月20日～8月29日	×64	×57	31	30以下	
市道防潮堤線	若葉町1番	①8月30日～9月8日	×66	×61	33	30以下	
	西蔵町12番	②3月5日～3月14日	×61	53	33	31	
市道宮川線	大原町15番	①5月16日～5月24日	×61	54	41	35	
	東山町10番	②2月23日～3月4日	×63	×56	33	30以下	
市道山手幹線	松ノ内町5番	①5月24日～6月1日		60	52	36	30以下
	船戸町4番	①11月20日～11月29日		64	58	34	30以下
市道陽光1号線	陽光町4番	①10月16日～10月25日		59	54	34	30

一口メモ

環境基準が設定されています。

【一般局と自排局】
自排局は、沿道の自動車排出ガスによる大気汚染状況を監視するためのもので、一般局は、自動車排出ガスの影響をなるべく受けにくいような場所に設置した局をいいます。

【環境基準】
人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいいます。

【有害大気汚染物質】
大気汚染防止法で、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気汚染の原因となるもの」と定義されており、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンの4物質について

【ダイオキシン類】
ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、物の焼却の過程で自然に発生してしまう物質です。ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)およびコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナPCD)という化学物質を併せたものを「ダイオキシン類」と呼びます。

【毒性等量(TEQ)】
ダイオキシン類はそれぞれに毒性が異なるため、それぞれの濃度に、最も毒性の強い異性体を1とした場合の毒性等価係数を掛け、ダイオキシン類の量を表します。それを、ダイオキシンの毒性等量(TEQ)といいます。

【生物学的的酸素要求量(BOD)】
河川の汚れの度合いを示す指標で、数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示します。

【要請限度】
振動規制法に基づく環境省令で定める自動車振動の限度。市長は、この限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、公安委員会に対し措置をとるべきことを要請できます。